

2026年 よなごしんきん ふれあい旅行

S席で観る宝塚歌劇 宙組公演 感動の夢の世界へ

老舗ホテル・宝塚ホテルでフランス料理ご賞味



ミュージカル・ロマン

『黒蜥蜴』

原作／江戸川乱歩 戯曲／三島由紀夫

潤色・演出／生田 大和

スパークング・イルミネイト

『Diamond IMPULSE(ダイヤモンド インパルス)』

作・演出／竹田 悠一郎

ご好評につき受付を 終了いたしました。



宝塚ホテル 全景



昼食・イメージ

6/2
(火)

11:00着～12:30

16:40発

==== 高速 ==== 宝塚IC ==== 途中休憩 ==== 米子本店 19:50頃着

募集人員

70名(満席になり次第キャンセル待ちとなります)
最少催行人員35名

添乗員

同行いたします。

バス会社

日本交通 バスガイド同行 2台予定

旅行代金

33,000円

食事条件

昼1回 (フランス料理・フリードリンク付)

お申込み方法

お近くの米子信用金庫本支店窓口にお申込みください。

募集締切

2026年4月20日(月)

◎お申込みの際は裏面の旅行条件書を必ずお読みください。
◎ご参加決定後5月中旬に日本交通旅行社よりご案内をお送りします。
◎申込書は裏面です

○イベント企画○



幸せはこぶマイバンク

営業統括部

TEL 0859-33-1247

○旅行企画・実施○

(社)全国旅行業協会 員鳥取県知事登録旅行業第2-2号

(株)日本交通旅行社米子営業所



- 所在地 / 米子市目久美町55
- TEL 0859-22-2103
- 営業時間 平日9:00～17:00(土日祝休み)
- 旅行業務取扱管理者 徳永 裕子
- 担当 織田 兼輔

*旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での責任者です。
ご不明な点がございましたら旅行業務取扱管理者にお問合せ下さい。

募集型企画旅行取引条件説明書面(国内用)

お申込み

(1) お申し込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。(2つが揃った時点で正式なお申込みとなります。)

※ 申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

(3) a.旅行開始日に75歳以上の方、b.身体に傷害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内にこれに応じます。なお、旅行者からのお申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

(4) お申込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。

旅行代金

(5) 子供代金は旅行開始時に満3歳以上12歳未満のお子様には適用します。

1人部屋追加代金は大人、子供一律、1名様のみです。

追加代金

(6) 追加代金とは、①航空会社の選択、②航空便の選択、③航空機の等級の選択、④宿泊ホテル・旅館の指定の選択、⑤1人部屋追加代金、⑥延泊による宿泊代金、⑦平日・休前日の選択により追加する代金をいいます。⑧出発・帰着曜日の選択

基準旅行代金

(7) 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

旅行契約内容・代金の変更

(8) ①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当社の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予

合は旅行代金を変更する場合があります。15日目にあたる日より前

から1人部屋追加代金を解除するために他のお

ほか、1人部屋を利用する場合は取消料がかかる場合(

⑨) お客様は、表記の通り、取消料の対象となる

取消料がかからない場合があります。

(10) 下記の場合は取消料がかかります。

①旅行契約内容に以下が変更された場合

a.旅行開始日又は終了日の変更

b.入場する観光地、観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更

c.運送機関の種類又は設備の変更

d.本邦内と本邦外との間の移動手段の変更

e.宿泊機関の種類又は設備の変更

f.宿泊機関の客室の種類の変更

②旅行代金が増額された場合

③当社が確定日程表を提出した後に、

④当社の責に帰すべき事由により旅行契約の解除

(11) 次の場合当社は、旅行代金を期日までに返金し、

・申込条件の不適合

・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

当社の責任

(12) 当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)

特別保障

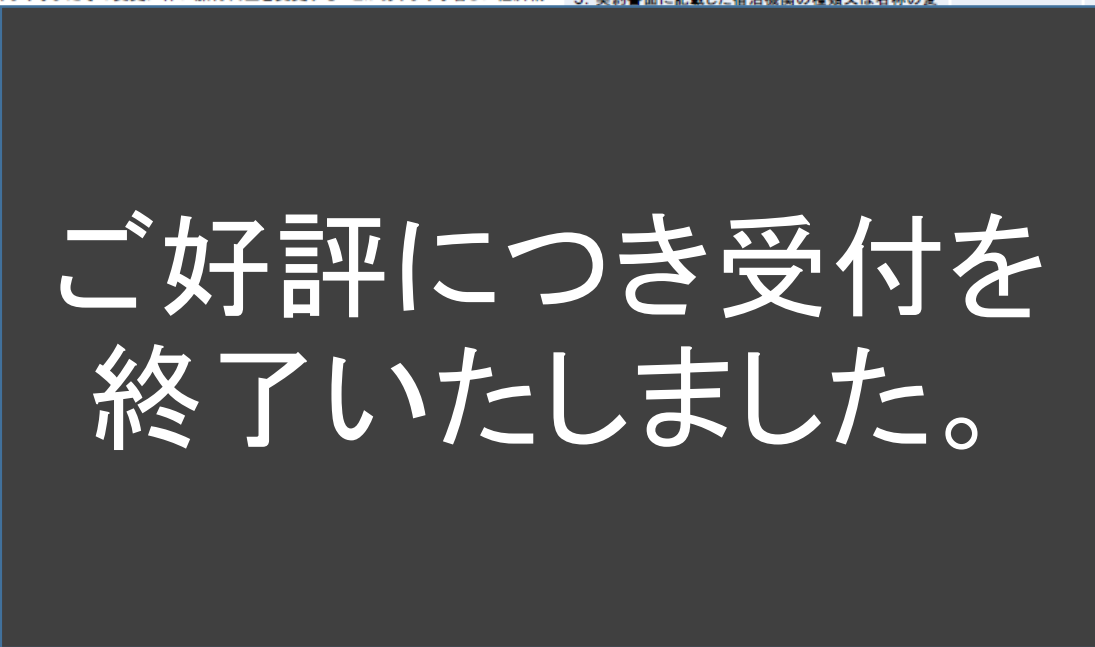
(13) 当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数より国内旅行2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が、被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、【旅行参加中】とはいたしません。

旅程保証 (14) 旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額は1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に(6)の追加代金を加えた合計額です。

別表 変更保証金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更。	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更。	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更		2.0
		2.0
		2.0
		2.0
		5.0



損害を賠償しなければならず、お客様は、旅行の円滑な実施のために、

ご迷惑をおかけすること

ご連絡先にご通知くださ

いて、旅行者との間

※このほか、当社は①会社及び会社と提供する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。

(19) 当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のために(※利用目的を具体的に記載)これを利用させていただくことがあります。なお、当社における個人情報取扱管理者の氏名については、別紙をご参照ください。

◎当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

《キリトリ》

参加申込書

(フリガナ)

氏名 _____ (男・女) 年齢 _____ 才 _____

氏名 _____ (男・女) 年齢 _____ 才 _____

住所 _____

電話番号 _____

当金庫本店の駐車場利用について 必要 ・ 不要 (どちらかに○をお願いします)